

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力註日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ネパール	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府とネパール 政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	292,000千円 H33.12.31まで	H28.7.1 カトマン ズで (同日)	日本側 小川 正史在ネパー ル大使 側 ロク・ダルサ ン・レグミ財務省次官	H28.7.13 287号
ネパール	ネパール政府に対する贈与に関 する日本国政府とネパール政府 との間の交換公文	貧困削減に係る計画等を実施するために必要な生産物 及び役務の購入	300,000千円 H29.8.28まで	H28.8.31 カトマン ズで (同日)	日本側 小川 正史在ネパー ル大使 側 ロク・ダルサ ン・レグミ財務省次官	H28.9.12 349号
ネパール	主要空港航空安全設備整備計画 のための贈与に関する日本国政 府とネパール政府との間の交換 公文	主要空港航空安全設備整備計画を実施するために必要 な生産物及び役務の購入	1,452,000千円 H33.8.31まで	H28.8.31 カトマン ズで (同日)	日本側 小川 正史在ネパー ル大使 側 ロク・ダルサ ン・レグミ財務省次官	H28.9.12 350号
ネパール	トリゾバベン大学教育病院医療機 材整備計画のための贈与に関す る日本国政府とネパール政府と の間の交換公文	トリゾバベン大学教育病院医療機材整備計画を実施する ために必要な生産物及び役務の購入	754,000千円 H34.10.31まで	H28.12.28 カトマン ズで (同日)	日本側 小川 正史在ネパー ル大使 側 シヤンタ・ラ ジ・スベディ財務省次官	H29.1.17 17号
ネパール	食糧援助に関する日本国政府と ネパール政府との間の交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施する ために必要な生産物及び役務の購入	350,000千円 -----	H28.12.28 カトマン ズで (同日)	日本側 小川 正史在ネパー ル大使 側 シヤンタ・ラ ジ・スベディ財務省次官	H29.1.17 18号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。